

「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」 の一部改正の概要

消費者トラブルの内容が複雑化、多様化する中、強引な訪問購入（いわゆる「押し買い」）による消費者トラブルに対応するため、特定商取引に関する法律が改正されました（平成25年2月21日施行）。

このような状況を踏まえ、埼玉県では、高齢者等社会的弱者の保護及び新たな手口等による消費者被害の予防及び拡大防止の観点から、「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」の一部を改正し、平成25年3月29日に公布しました。（施行は平成25年7月1日）

改正の内容

（1）買取り型消費者取引への適用対象の拡大（第2条、第4条、第21条の2）

～ 「押し買い」等を含む全ての買取り型取引を新たに規制の対象とします ～

- 改正前の条例では、消費者は、「事業者が供給する商品・役務を購入し、使用し、利用する者＝ものを買う主体」と位置づけられており、消費者が商品等を「購入する」場合の行為のみ対象としていました。

今回の改正では、「消費者」を、単に商品等を「購入」し利用する者としてではなく、商品等の「売却」もする「取引」の主体として規定することにより、押し買いを含む買取り型取引を規制の対象としました。

これにより、買取り事業者が不当な取引行為を行った場合は、条例に基づき指導等を行います。

【具体的には・・・】

- 買取り型取引では、貴金属、衣類、中古車、書籍など、全ての物品・権利等が対象となります。
- 押し買いだけでなく、店舗や電話での取引も対象となります。

（2）消費生活審議会のあっせん・調停機能の強化（第27条）

～ 消費生活審議会のあっせん・調停に関する公表規定等を整備します

- 県では、消費者からの相談や苦情を解決するために、助言やあっせんを行っています。そのうち、解決を図ることが困難な案件などについては、弁護士などの有識者で構成される「消費生活審議会」のあっせん・調停に付すことができます。

このような案件については、同一又は同種事案の発生や拡大を防ぐためあっせん・調停の結果を、県民に広く公表する必要がありますが、改正前の条例にはその根拠となる規定がありませんでした。

そこで、あっせん・調停の経過及び結果を公表する規定を設けて、広く県民に情報を提供できるようにしました。

【具体的には・・・】

- 審議会におけるあっせん・調停をより機能的なものとするため、事業者等に出席を求めその意見を聞くことに加え、新たに、説明及び資料提出を求めることを可能にしました。
- あっせん・調停が解決又はその見込みがない場合において、消費生活の安定及び向上を確保するために必要があるときは、その経過及び結果を県民に公表します。